令和２年度小学校に入学するお子さんの保護者のみなさんへ

入学準備費の入学前支給のご案内

受付期間：**令和元年１０月１５日（火）～令和２年１月３１日（金）**

明石市では、経済的な理由によって就学させることが困難な保護者に対し、学用品費や給食費などの経費の一部を援助する「就学援助」を実施しています。お子さまが安心して楽しく勉強できるよう、新入学に要する費用を「入学準備費」として入学前に支給を行います。

支給対象について

次の①～③の全てを満たす方が対象となります。

① 右のページに記載している「令和元年度就学援助認定基準（入学準備費）」のうち、
・（要件１）の全てに該当し、かつ（要件２）のいずれか１つ以上に該当する方

② お子さまが令和２年４月に明石市立小学校に入学予定の方（国県立、私立学校は対象外）

③ 令和２年２月１日現在で明石市内に居住している方（令和２年３月末日以前に市外に転出する方を除く）

※生活保護を受給している場合は、生活保護費より支給されますので申請は必要ありません。

申請について

◆提出書類

①就学援助申請書（1 世帯 1 枚）

②必要な添付書類（次ページの要件２をご確認ください）

③援助金の振込を希望する金融機関口座（保護者名義に限る）の通帳のコピー

※平成 31 年 1 月 2 日以降に市外から転入された方や、保護者が単身赴任中の方は、「平成 31 年度所得・課税証明書」が必要となります。

◆提出期限　　令和 2 年 1 月 31 日（金）必着

◆提出先

申請書に必要事項を記入押印し、必要書類を添付して下記まで郵送もしくは持参してください。

〒６７３－８６８６　明石市中崎１丁目５番１号　　明石市教育委員会総務課

※持参の場合の受付時間は、受付期間中の土日祝を除く平日の 8：55～17：40

※３月中の支給を希望されない方は、申請書を提出いただく必要はありません。

※受付期間に申請できなかった方や３月中の支給を希望されない方は、小学校入学以降に「新入学学用品費」（入学準備費と同額）として申請することができます。（申請期限：令和 2 年 6 月 15 日）

令和元年度就学援助認定基準（入学準備費）

（要件１）の全て
（要件２）の中からいずれか１つ以上
の両方を満たす方が対象

（要件１）

下欄の全てに該当する方
１　世帯のうち、働いている方全員が所得を申告している（被扶養者・パート等含む）
２　就学援助認定のため、明石市保有の住民基本台帳情報及び所得に関する情報の利用に同意（署名捺印）している

（要件２）

下欄のいずれかに該当する方	必 要 な 添 付 書 類
１．生活保護が停止または廃止になった。 ※再婚による廃止等で、世帯の収入が下記基準を超える場合は対象になりません。	生活保護受給証明（開始・廃止を含む） 〔福祉事務所　発行〕
２．市民税が非課税となっている（世帯全員）。 ※資産の譲渡等に伴う損失による非課税は対象になりません。	なし ※ただし、平成３１年１月２日以降に明石市に転入された方は、「平成３１年度所得・課税証明書」を平成３１年１月１日現在の住所地で取り寄せて添付してください。 ※海外居住を理由とする非課税世帯の場合、在職する企業等から前年中の所得を証明する書類の発行を受け、提出していただく必要があります（所得基準額以下の世帯のみ認定されます）。
３．ひとり親家庭等で児童扶養手当の支給を受けている。	児童扶養手当証書〔福祉事務所発行〕のコピー
４．平成３０年中の世帯の収入が基準額以下である。 ※基準額は下の所得基準表をご覧ください。	なし ※ただし、平成３１年１月２日以降に明石市に転入された方は、「平成３１年度所得・課税証明書」を平成３１年１月１日現在の住所地で取り寄せて添付してください。
５．保護者の失業又は死亡等により世帯収入が激減した。	失業中の場合、雇用保険受給資格者証 〔ハローワーク　発行〕

※　該当する項目（いずれか１項目）に関する書類を用意して、世帯票兼認定申請書に添付してください。

所得基準表

家族全員の人数	２人	３人	４人	５人	６人	７人以上
給与所得のみの方（給与支払総額）	2,960,000	3,628,000	4,112,000	4,524,000	5,045,000	１人増すごとに521,000円加算
給与所得以外の方（総所得額）	1,892,000	2,362,400	2,749,600	3,079,200	3,498,400	１人増すごとに419,200円加算

※　資産の譲渡等に伴う損失がある場合は、損失控除前の所得と上記の基準額との比較によります。